

監査指摘事項の措置状況通知書

総務部

令和3年度（No. 4）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
庁舎建設課	(2) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ① 新庁舎テレビ電波障害対策 （アンテナ対応）業務委託において、積算に当たり参考見積書から金額の転記を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。 なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。	参考見積書を参考とした積算書の作成に当たり、金額の転記を誤り、担当職員の確認、決裁時の確認が不十分であったため、当該誤りが発生した。 積算書の作成に当たっては、表計算ソフトによる計算や、業者による参考見積を過信せず、担当者や決裁を行う複数の職員が各自確認を徹底することで、チェック機能を強化した。	令和4年 3月29日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
① 施設清掃業務委託において、積算に当たり設定した歩掛係数の根拠が不明確なものが複数見受けられ、積算金額の妥当性を判断できない状況となっていたことから、積算の基礎となる数値の設定に当たっては、その根拠を明確にし、客観的かつ適正な算定となるよう努められたい。	積算の根拠として使用した参考見積書や労務単価等の資料の他、計算により算出した場合には計算過程がわかる資料を起案に添付するよう課内職員に周知し、積算根拠の明確化に努めた。

監査指摘事項の措置状況通知書

環境部

令和3年度（No. 4）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
廃棄物政策課	(2) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ① 一般廃棄物排出量予測等調査業務委託において，積算に当たり直接人件費を算出する際に，調査日数を誤ったことにより，積算金額が過大となっていた。 なお，正しい積算により試算した結果，契約金額に影響はなかった。	各項目の積算式に一部入力誤りがあったため，令和4年度の業務委託に係る積算の算定時から，複数の職員によるチェックを行い，積算単価や日数等に誤りがないかの確認を徹底した。	令和4年 1月14日
環境指導課	(2) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ② 入札の開札に当たって入札者が立ち会わないときは，当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならないとされているにもかかわらず，郵便入札の開札において，入札事務に関係のない職員を立ち合わせていなかった。	郵送入札の実施における認識誤りであり，令和4年度の契約に係る入札の開札において，入札事務に関係のない職員の立ち会いを徹底した。	令和4年 3月22日

監査指摘事項の措置状況通知書

観光スポーツ交流部

令和3年度（No. 4）監査結果報告書 定期監査関係分

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① 予定価格の積算において，積算の根拠となる単価や調整率の資料が添付されていないため積算金額の妥当性の判断ができないものが見受けられた。 積算金額は予定価格の基礎となるものであり，適正な算定に努めるとともに，必要な資料を添付し，決裁過程でその妥当性が判断できるよう努められたい。</p>	<p>指摘のあった積算金額の妥当性の判断ができないものについては，参考見積書の添付を失念していたほか，これまでの類似業務における契約価格や相手方から口頭で聴き取りした内容を基に積算したため根拠となる資料自体が存在せず，起案にも根拠を明確にしていなかったことが原因であった。 このことから，部内において本課題について共通認識を図り，決裁者全員が客観的に積算内容の妥当性を判断できるよう，必要資料の添付や積算書への必要事項の記載など徹底するように改善済みである。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

農政部

令和3年度（No. 4）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
農林整備課	(2) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ① 入札の開札に当たって入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならないとされているにもかかわらず、郵便入札の開札において、当該入札に関係のある職員を立会人としていた。	当該入札事務に関係ない職員の主旨を理解し、課内周知を行った。指摘以降（令和4年度執行郵便入札）においては、入札事務（契約事務含）に関係のない課内職員を立会人として執行している。	令和4年 4月1日

【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
① 鳥獣残滓収集業務委託において、理由や根拠を明記せずに積算単価100円未満の端数調整を行っているものがあるが、単価は積算金額に直接影響を及ぼすものであるため、合理的な理由や根拠に基づき、その必要性を慎重に判断されたい。	令和4年度の同一業務の積算を行うにあたり、「土地改良事業等工事積算基準」(R3.12)を参考にして、積算方法を見直した。
② 平成30年度定期監査において、指名競争入札の根拠について改善の検討が求められ、措置が講じられたと回答があったにもかかわらず、同じ状態が引き続き繰り返されていたものが複数あった。 職員一人一人が監査の指摘等を再確認するとともに、事務誤りの発生に対しては、決裁過程でチェック機能が十分に働くよう徹底されたい。	令和4年度から業務委託に係る選考委員会調書作成時や施行伺の決裁過程において職員3名が契約事務の手引を確認しながらチェックを行うように徹底した。

監査指摘事項の措置状況通知書

社会教育部

令和3年度（No. 4）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
社会教育課	(2) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ① 大雪クリスタルホール外3施設消防用設備等点検業務委託において、再委託の承諾を得ていない者が業務を行っていた。	本業務仕様書において、再委託の承諾について定めていたが業者側の失念により届出がされていなかったため、受託業者に対し、再委託の報告をさせ事実確認を行い承諾するとともに事前の承諾が必要である旨通知した。 再発防止のため、契約時の送付書類に再委託する場合の取扱いについて再度記載するように事務処理を改めた。	令和4年 2月4日
文化振興課	(2) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ② 大雪クリスタルホール清掃業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、労務数量の計算を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。 なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。	積算のためのエクセルシートに計算式を入力する際に誤ったものである。本年4月1日に計算式を修正したが、今後は手計算によるチェックを入念に行い対応する。	令和4年 4月1日

【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
② 委託料に関する締結伺起案において、契約書と仕様書の内容が一部異なっていたものや、締結時に契約保証金免除を決定する契約で、免除の根拠を記載していないものなどが見受けられたため、決裁時に確認を要する項目を明示するなど組織として効率的かつ効果的なチェック体制を強化するよう取り組まれない。	契約事務の手引及び契約手続きに係るチェックシートを活用し確認体制を強化した。

監査指摘事項の措置状況通知書

選挙管理委員会事務局

令和3年度（No. 4）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
事務局	(2) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ① 旭川市長選挙，旭川市議会議員補欠選挙及び北海道議会議員補欠選挙に伴う開票所の設営及び撤収業務委託において，一者特命随意契約で執行予定金額が50万円を超える場合には，選挙管理委員会事務局競争入札等選考委員会の審議対象とされているにもかかわらず，その審議を経ないで事業者を選定していた。	これまでの同種の契約では予定価格が50万円未満であったため，業務の輻輳及び適用条項の確認不足により，競争入札等選考委員会の審議を経ていなかった。 監査での指摘を受けて事務局内でミーティングを行い，本年7月の選挙での契約に当たっては，審議対象となるかどうかについて基準を確認した上で起案し，各職員も決裁に当たって起案の記載事項の確認を徹底するよう指示した。	令和4年 4月5日

監査指摘事項の措置状況通知書

社会教育部

令和3年度（No. 4）監査結果報告書 公の施設の指定管理者監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
文化振興課 (特定非営利活動法人 旭川文学資料友の会)	(1) 団体に関する事項 [改善を要するもの] ① 時間外手当の支給に当たり、給与規程に定める端数処理を行わなかったため、3件1,891円が過少による未払い、また、1件387円が過払いとなっていた。	給与規程に定める端数処理について、職員全体の認識不足、誤りが原因であったため、未払い、過払い分の差額を該当職員に支給するとともに、今後は規程の内容について管理者を含め周知を徹底し、時間外勤務については端数時間を振り替える等の措置を行う。	令和4年 3月25日
文化振興課 (特定非営利活動法人 旭川文学資料友の会)	(1) 団体に関する事項 [改善を要するもの] ② 欠勤日数の算定誤りにより、2月分の給与に過払いがあった。	有休休暇の付与、取得日数の計算の誤りから、欠勤日数にも誤りが生じ、給与の減額につながらなかったものであり、欠勤相当分を改めて給与から控除した。 今後は有給休暇の管理を徹底する。	令和4年 4月21日
文化振興課 (特定非営利活動法人 旭川文学資料友の会)	(1) 団体に関する事項 [検討を要するもの] ① 会計処理において、会計規程と種類の異なる伝票を用いて処理が行われていたことから、規程に沿った事務処理を検討されたい。	法人の会計規程は、指定管理業務開始以前の施行のため、業務の開始、その後の会計処理の見直しや簡略化により、整合が取れなくなっていたため、会計規程を実態と合ったものに見直した。 今後、規程に沿った処理が難しくなった場合は、速やかに規程を改定、または細則を設ける。	令和4年 4月1日

監査指摘事項の措置状況通知書

総務部

令和3年度（No. 4）監査結果報告書 出資団体監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
管財課 (株式会社旭川振興公社)	(1) 団体に関する事項 [改善を要するもの] ① 財務諸表において，繰延税金資産は投資その他の資産として表示すべきところ，翌期に解消される見込みの一時差異に係るものについて，流動資産として表示していた。	令和3年度決算書から，税効果会計に係る会計基準の一部改正に即し，繰延税金資産を発生原因別に流動資産又は投資その他の資産に区分していたものを，全て投資その他の資産の区分に表示するよう変更した。	令和4年3月31日
管財課 (株式会社旭川振興公社)	(1) 団体に関する事項 [改善を要するもの] ② 固定資産について，廃棄された什器備品があるにもかかわらず，除却に伴う会計処理が行われていなかった。	令和4年3月31日付けで除却の会計処理を行った。今後も固定資産台帳と現物との照合を行い，適正な事務処理を図る。	令和4年3月31日

監査指摘事項の措置状況通知書

社会教育部

令和3年度（No. 4）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
文化振興課	(2) 契約に関する事務 [検討を要するもの] ① 旭川市公会堂清掃業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、労務数量に明確な根拠のない数値を用いるなど、積算金額の合理性が確認できない状況となっていたことから、積算方法の見直しを検討されたい。	積算に当たり、直接人件費を算出する際に、十分な精査を行わないまま以前の同契約の労務数量を用いたことが原因である。 令和5年度からの契約においては、実際に清掃を行う面積を考慮し、適切な積算方法に見直しした。	令和5年 3月10日

【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
① 大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務委託において、公募型プロポーザル方式により行った受託者の選定手続に関し、業務実績など確認事項として提示した内容が不足していたことや選定後の準備期間が十分確保されていなかったことなどについて検証が行われた。しかし、その後も現在の受託者に関し調査が必要な事項が生じていることから、当該受託者が引き続き業務を履行することの妥当性について速やかに検証し、善後策を講じられたい。	本業務委託の履行に関し、これまでの指示・催告の内容を踏まえ、業務履行の妥当性の検証を行った結果、契約解除要件に該当するとまではいえないものの、ホール関係者との関係改善など取組が不十分な点があることから、当該業務受託者に対し、令和5年3月に文書による指示を行い、改めて良好なホール運営の実現に向け一層の努力を求めたところである。 今後も、引き続き、当該指示に対する報告や、利用者アンケートの結果等を踏まえ、業務の履行状況の検証を継続し、適正な業務履行の確保を求めていく。

監査指摘事項の措置状況通知書

社会教育部

令和3年度（No. 4）監査結果報告書 公の施設の指定管理者監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
文化振興課 （特定非営利活動法人 旭川文学資料友の会）	(1) 団体に関する事項 [検討を要するもの] ② 当法人の事務局員について、指定管理業務以外の法人の業務に従事しているにもかかわらず、人件費を指定管理業務の事業費から全額支出していたことから、経費の合理的な基準を定めた上で案分による費用計上を検討されたい。	井上靖記念館の指定管理者となることで、有給の事務局長及び会計担当の人件費を負担する必要性が生じたが、文学資料館委託料で負担することができなかったことによるものであり、事務局長と会計担当の人件費を文学資料館と井上靖記念館の職員数（4：6）で各館の事業予算に按分し、令和5年度に予算計上した。 職員数により按分する手法については、NPO法人会計基準協議会が策定している「NPO法人会計基準」に示される「人数割合」を参考とした。	令和5年 4月1日

【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
(1) 所管部局（社会教育部）に関する事項 ② 毎年度の事業終了後に提出される収支報告書として、当法人の決算資料である収支状況報告書が提出されているが、正式な様式例である「指定管理業務に係る収支決算書」に準拠していないため、法人事務局員の人件費の区分経理や、既に市に帰属済みとなっている物品の減価償却費の取扱いに課題が生じていることから、収支報告に当たり、提出書類の改善について指導されたい。	特定非営利活動促進法の会計の原則に従って作成した収支状況報告書を年次報告の収支報告書として提出していたため、令和4年度の収支報告書は「指定管理業務に係る収支決算書」の様式に則り提出を受けた。